

令和7年 能勢町議会12月定例会議報告

12月10・11・12・16日 開催

12月定例会議には、条例7件、補正予算3件、その他3件の合計13件が提出され、賛成全員により可決されました。

◇議会の議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例について

人事院勧告により国家公務員の期末手当が年間0.05月分引上げられたことに準じ改正を行うもの。

【賛成討論】 中植 昭彦

議員の期末手当を人事院勧告に準拠して引き上げる本案に対し、住民の厳しい生活感覚との乖離を危惧する声がある。議員報酬は職員給与と性質が異なり、地域経済や政治的責任を考慮すべきとの技術的懸念も拭えない。しかし、今回の賛成は単なる増額の容認ではない。議会全体で、現行報酬の適正水準や算定基準を継続して熟議し、報酬等審議会へ専門的な意見を求めるなどの「プロセス改革」で合意したためである。本案への賛成は、透明性の高い議会へ変革し、住民の共感と信頼を勝ち取るための責任ある一歩である。

◇特別職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例について

人事院勧告により国家公務員の期末手当が年間0.05月分引上げられたことに準じ改正を行うもの。

◇一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例について

人事院勧告に準じ、期末手当の年間0.05月分引き上げ及び棒給月額の上上げに必要な改正を行うもの。

◇能勢町消防団再編に伴う関係条例の整備に関する条例の制定について

令和8年4月1日から消防団が再編され、定員や階級名称等を変更することから所要の改正を行うもの。

◇能勢町保健福祉センターの設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例について

ふれあいセンターを令和7年度末で廃止することに伴い、当該センターでこれまで担ってきた機能を保健福祉センターに集約するため、所要の改正を行うもの。

◇能勢町乳児等通園支援事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の制定について

子ども・子育て支援法等の一部を改正する法律が施行され、児童福祉法が改正されたことに伴い、市町村は乳児等通園支援事業の設備及び運営の基準について、条例で定めることが規定されたことから基準となる条例を制定するもの。

◇能勢町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例等の一部を改正する条例について

児童福祉法等の一部を改正する法律が施行されたことに伴い、保育所等の職員による虐待に関する通報義務等が規定された。また、国家戦略特別区域内に限り認められている地域限定保育士制度が一般制度化されたことや、令和6年の地方からの提案等に関する対応方針に基づき、子どもの健康管理の円滑な実施に資するよう基準の一部が改められたことにより、関係する条例につき所要の改正を行うもの。